

# 東松山市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）〈概要版〉

## 第1章 基本的な考え方

### 1 目的

避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものとし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

### 2 位置付け

避難支援プランは、国の取組指針を踏まえ、東松山市地域防災計画の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化しています。

## 第2章 避難行動要支援者に対する支援

### 1 避難行動要支援者の範囲

避難支援プランにおける避難行動要支援者名簿に登録する対象者の範囲は、在宅者のうち、次に掲げる者としします。

名簿登録対象者	① 要介護認定3～5を受けている者 ② 身体障害者手帳1級、2級を所持する者 (18歳未満及び上肢・内部障害のみで該当する者を除く) ③ 療育手帳④、A、Bを所持する者(18歳未満を除く) ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者 (18歳未満を除く) ⑤ その他市長が認める者
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2 避難支援等関係者の範囲

平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、次に掲げる避難支援等関係者に対し、対象地域の名簿を提供します。

名簿提供先 (避難支援等関係者)	① 自治会 ② 自主防災組織 ③ 民生委員 ④ 社会福祉協議会 ⑤ 地域福祉コーディネーター ⑥ 警察署・消防署 ⑦ その他の避難支援等の実施に携わる関係者
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

### **第3章 避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法**

#### **1 避難行動要支援者名簿の作成**

市は、避難行動要支援者名簿の登録対象者を把握するため、市の関係各部署等で把握している要介護認定者や障害者手帳所持者等の情報を集約し、避難行動要支援者の名簿を作成します。

#### **2 名簿情報提供に関する意思確認**

市では、避難行動要支援者の登録対象者に対し、事前に意思確認（同意の有無の確認）を行い、同意した方のみを抽出した名簿を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

本人の同意を確認する際は、文書により確認することを基本としますが、郵送により確認することができるものとします。

不同意の方を含む名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害時や緊急時においては、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等への協力を求めるものとします。

#### **3 名簿の適正管理**

市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるよう努めます。

また、市のみならず避難支援等関係者においても、災害対策基本法第49条の13の規定に則り、名簿情報を適正に管理するものとします。

#### **4 名簿情報の更新**

災害発生時や緊急時に迅速かつ適切な避難支援に役立てるため、市はデータによる名簿情報の更新を随時行うとともに、避難支援等関係者が保有する名簿情報の更新を定期的に行います。

### **第4章 避難情報伝達体制の整備**

#### **1 避難に関する情報**

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を発令します。

### **第5章 個別避難計画**

#### **1 個別避難計画の策定**

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法を示した個別避難計画の策定に努めます。